

# 一般社団法人 日本フォーミュラリ学会

## 評議員について

### 【日本フォーミュラリ学会 評議員規則】

#### ■申請条件

1. 評議員となり得るものは、原則として次の全ての資格を有する者とする
  - (1)原則として満 65 歳未満の正会員
  - (2)評議員になる時点で学会の正会員として、会費を完納している者
  - (3)フォーミュラリに関する分野もしくはそれに関連する分野で論文や学会発表または関連する実績を有する者
2. 評議員の選出は、正会員の中から推薦によるものとし、推薦に関する必要な規定は理事会において別に定める。
3. 評議員は、理事会の承認を得て、理事長が嘱託する。但し、無報酬とする。
4. 評議員の任期は約 2 年とするが、基本的には自動で継続となる。
5. 評議員になることを希望する者は、所定の評議員就任承諾書を学会事務局に提出しなければならない。
6. 評議員は日本フォーミュラリ学会の委員会に原則所属し、委員会会議へ出席しなければならない。

施行日 2023 年 1 月 1 日